

朝霞市条例第 2 号

朝霞市個人番号の利用に関する条例及び朝霞市税条例の一部を改正する
条例

（朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第 1 条 朝霞市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年朝霞市条例第 3 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号
中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条
第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

（朝霞市税条例の一部改正）

第 2 条 朝霞市税条例（昭和 3 0 年朝霞市条例第 7 号ノ 2）の一部を次のよう
に改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改め
る。

第 8 9 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 3 条第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」
を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。